



株式会社エムアンドエムサービス
新型コロナウイルス対応
ガイドライン
(2023年5月8日改定)

1、具体的な感染防止対策

(1) 飛沫感染防止対策

- ・ 飲食提供場面においては、1 mの対人距離を確保、またはパーティションの設置を行う（日常的に接している家族や知人等の少人数グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席している場合を除く）
- ・ 咳、くしゃみをする際に、ティッシュやハンカチ、上着の内側や袖などで口や鼻を覆う「咳エチケット」についてPOP等で周知する。
- ・ ブッフェ等食事をセルフサービスとしている場合は、お食事取得時にマスクの着用を推奨するが強制ではない。POP等で周知し口頭でも依頼する。
- ・ 十分な換気ができない場面でのお客様混雑時はマスク着用を推奨するが強制ではない。
- ・ 当社従業員については当面の間勤務時間中のマスク着用は義務付けます。（休憩中のマスクなし会話は飛沫感染に十分注意のこと）

(2) エアロゾル感染防止対策

- ・ 飲食を提供する場所、大浴場、従業員休憩所等の利用人数のコントロールを行う。お客様への事前の告知は十分に行うこと。
- ・ 常時換気を基本とし、できない場合はこまめな換気を行うこと。（換気の状態確認にはCO₂モニターを活用する）

(3) 接触感染防止対策

- ・ 館内各会場への入口に手指消毒設備を設置し、お客様が自由に使用できるように対応する。
- ・ 多くの人が触れる物の表面を適時消毒する。
- ・ 当社従業員に対しては、就業開始時をはじめとして、適時手洗いと手指消毒を実施する。

(4) その他

- ・ 入館時の検温はお客様の任意とする。検温機器等を設置し自主的な確認ができるようにする。
- ・ 発熱、咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある場合は申告制とし、症状があればお聞きしレジストレーションカードに記入する。

2、健康管理

- ・ お客様の健康状況報告はお客様の自主的な申告制とする。また次のような体調の悪い状態である場合はご利用を控えていただくこと。
 - ▶ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ▶ 重症化しやすい方（基礎疾患等のある方）で、発熱（目安 37.5 度以上）や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
 - ▶ 発熱（目安 37.5 度以上）や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・ 入館時の検温機器の設置は引き続き実施するが使用についてはお客様の任意とする。

3、運営各場面に関するマニュアル

(1) 送迎

- ・ 車内換気の徹底を行うこと。
- ・ 乗車人員の管理を行うこと。
- ・ 送迎車の飛沫防止シートは引き続き継続すること。
- ・ 乗車ごとに取っ手やレバーのアルコール消毒を行うこと。

(2) 入館時

- ・ 発熱がある場合や、咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある場合は自主的な申告制とする。
有症状者に対しては事前に判明した場合は来館の自粛を要請する。万が一有症状者が来館した場合マスク着用を依頼した上で館内施設利用の制限などを通知し、他のお客様との接触機会を低減させる対応を取る。

(3) 客室

- ・ 通常清掃に加え、消毒や廃棄等、適切な管理を行い、未使用アメニティはそのまま使用せず交換する（再度使用する場合は消毒措置を行うこと）。
- ・ お客様が適時、手指消毒または手洗いが行えるよう消毒環境を整える。

(4) 食事・会場

①ビュッフェ

- ・ お料理やお飲み物を取る前および着席後の新たな料理調達（おかわり）の際は、マスク着用と共に手指消毒を推奨するがお客様の任意とする（手袋は敏感な方もいらっしゃるため設置はしておくが強制はしない）。

②立食

- ・ 不特定の出席が想定される上に会話の重要性が高いと考えられる立食パーティでは、主催者等を通じて適切な距離の確保を依頼する。
- ・ お料理卓に適宜アルコール消毒設備を設置し自由に手指消毒ができるような措置をとる。

③盛り込み

- ・ テーブルごとの人数盛りについては可能とする。

(5) 浴場、共用部

- ・ サウナ設備等は再開とするが飛沫感染対策と混雑回避の依頼の POP は掲示する。
- ・ 化粧品類やドライヤー等の必要品は設置すること。
- ・ 脱衣所のロッカーの間引きは解除とするが人との間隔は開けるよう告知する。
- ・ 共用トイレの手指乾燥機（ハンドドライヤー等）は清掃をしたうえで再開すること。
- ・ 大勢の方が触れる場所はこまめにアルコール消毒を行うこと。

(6) 清掃

- ・ 接触機会のある箇所や備品に対して適宜、消毒を行う。
- ・ ゴミはビニール袋に密閉して処理し、処理後に手を洗う。
- ・ トイレの三角折は清掃完了の合図としてとらえられているため実施する。

4、有症状時の対応

(1) 従業員対応

- ・ 従業員に対する出勤時検温の実施、体調管理を行い、有症状時は出勤しない。
- ・ 出勤後に感染が疑われる症状が発生した場合は、マスク着用したままで直ちに帰宅させ、検査を促す。
有症状者のうち、65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い場合は、抗原検査キットを用いたり医療機関の受診すること。

(2) お客様

- ・ 発熱、倦怠感、咳、のどの痛み、鼻水、鼻づまりなどの風邪様症状等がある場合
(ただし、花粉症やその他のアレルギー、その他疾患などが明確な場合を除く)、
新型コロナウイルス感染症検査陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合などについてはマスクの着用を依頼する。

5、その他

- ・ マスクの着用について
お客様) 厚労省のPOPを掲示し啓蒙したうえで原則個人判断とする
従業員) 接客時は着用を必須とする
- ・ 飛沫感染防止パネルやビニールについて
フロント) 引き続き継続して設置とする
その他) 送迎車は引き続き設置する。その他は原則なしとする
- ・ 飲食提供時の手袋について
お客様) 設置しておくが着用はお客様の判断とする
従業員) 着用を義務付けません
- ・ チェックイン、チェックアウトの混雑回避のための措置はお客様の混雑状況により実施すること。
- ・ その他
各現場で判断つかないケースは上長に相談。
クライアント様や各都道府県のルールがある場合はその指示に従うこと。